

## 関係法令（抜粋）

### ○ 千葉県情報公開条例 （定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- 三 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの

### ○ 千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則 （行政文書から除く電磁的記録）

第三条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

- 一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録
- 二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

### ○ 個人情報の保護に関する法律 （開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（利用停止決定等の期限）

第二百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。